

# 一般社団法人もりおか架け橋の会 創立5周年記念セミナー

## 創立5周年の活動の歩み

代表理事 横沢善夫

一般社団法人 もりおか架け橋の会は令和2年5月に設立し、今年で5周年を迎えることができました。

当初は、身寄りのない高齢者を対象とした高齢者終身サポート事業として『寄り添い支援サービス』からスタートし、その後令和2年11月に居宅介護支援事業として『ケアプランセンター架け橋』を、さらに令和6年11月に訪問看護事業として『訪問看護架け橋』を事業展開してまいりました。また、生活困窮者や生活保護受給者支援のため福祉基金制度を創設し支援にあたりました。

3名でスタートした事業も令和7年5月時点では総勢17名のスタッフに増えました。創立5周年の歩みを振り返りながら次へのステップに向けて地域の皆様のお役に立つ頼りにされる事業組織に成長していきたいと考えております。

引き続きましてご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

## 法人概況

| 事業              | 担当職員数                                   | 事業内容                   |
|-----------------|-----------------------------------------|------------------------|
| 寄り添い支援事業        | 5名                                      | 主に介護保険外のサービス提供、終身のサポート |
| 居宅介護支援事業        | 8名                                      | 介護保険計画の立案作成            |
| 訪問看護事業          | 4名                                      | 訪問看護                   |
| 連携サービス支援の連携事業者等 | 弁護士、司法書士、税理士、不動産業者、葬儀社、遺品（生前）整理業者       |                        |
| 他機関との連携         | 市町村高齢福祉課、地域包括支援センター、中核病院医療相談室、居宅介護支援事業所 |                        |

## 法人設立に至った経緯と設立後5年経過して思うこと

代表理事 横沢善夫

### 「私自身のこと」

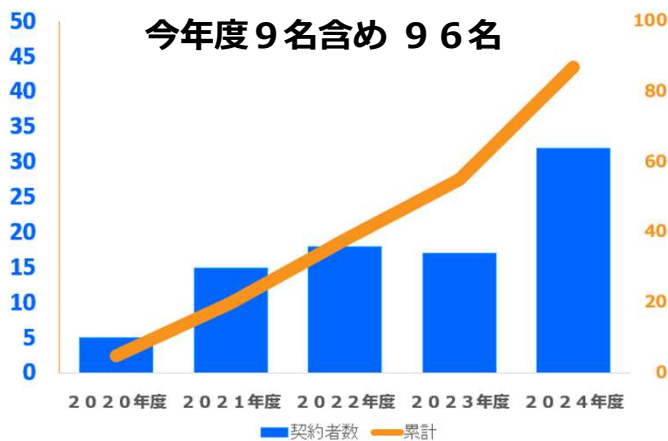
1. 65歳で定年後、高齢者施設の運営に携わる機会を得た。そこで、感じたことは特に身寄りのない方にとっては介護保険ではカバーできない支援が多く存在していることであった。(介護保険外のサービスとは、身元保証、通院付き添い、各種手続き代行、金銭管理等)
2. 私自身、高齢になった親戚数名の生活支援(入院手続きや身元保証、保険請求の手続き、相続手続き等)を体験した。(私に集中したのは親戚の中で私自身が一番若かったから。)
3. 高齢者の増加による課題が叫ばれる中、私自身も70代になったので、高齢者に関する仕事を最後のチャレンジとして取り組んでいければと考えていた。
4. 以上の経過を経る中で、身元保証事業の存在を知り、約1年間、先進地(茨城のしんらいの会)の取り組みについて勉強する機会を得た。
5. 金融関係の仕事をしてきたことで若干法律的知識を得ていたことや東京都の委託事業である生活困窮者向け生活再建事業やホームレス・障害者施設の運営の経験も活かすことができるかなと考えていた。
6. 役員に弁護士、税理士の方の就任協力を得て、令和2年5月に設立し、私と職員2名でスタートした。
7. その後、重層的支援として、介護保険の利用をサポートする居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)の開設、そして在宅にて訪問看護を希望する方への医療サービスの提供として訪問看護事業所の開設を行う。昨年9月より、生活困窮者、生活保護受給者の支援のための福祉基金制度を創設し、当該者の支援を行う。これまで延べ15名を支援。

### 「設立後5年経過して思うこと」

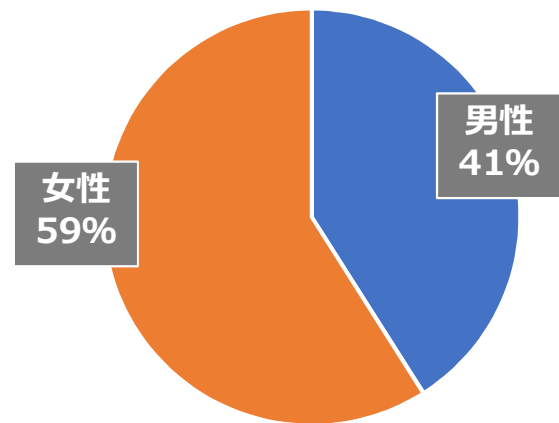
1. 手前味噌にはなるが、設立以来、私自身サービス支援の体験、経験を自ら率先して行うよう努めてきたところである。その理由は、この事業の要は生活支援にあると思ったからである。(夜間における救急車での搬入支援や遺体の搬出支援、家族に代わっての色々な段取りや課題へのアドバイスや支援)
2. それらの経験を重ねる中で、もし当会に入会していなかったら、会員の方はどうなっていたのだろうかと思う。いざという時に、誰が面倒を見てくれていたのだろうか。(突然の転倒による入院、緩和ケア入院による総合的終身支援等、これから紹介する事例案件のケース)
3. 当会への入会はもちろんのこと、重要な事柄などは70代に判断し、決定実行していくことが望ましいこと。理由としては、80代に入ると認知能力が誰しもが低下し、決めれなくなる、面倒になる、判断ができなくなる、よって実行できなくなるといった現象が顕著になる。(もちろん個人差があるが)。認知症などにより意思能力がなくなると契約行為ができなくなるばかりか、成年後見人の選任が必要となる。

# 【過去5年間の寄り添い支援サービスの分析】

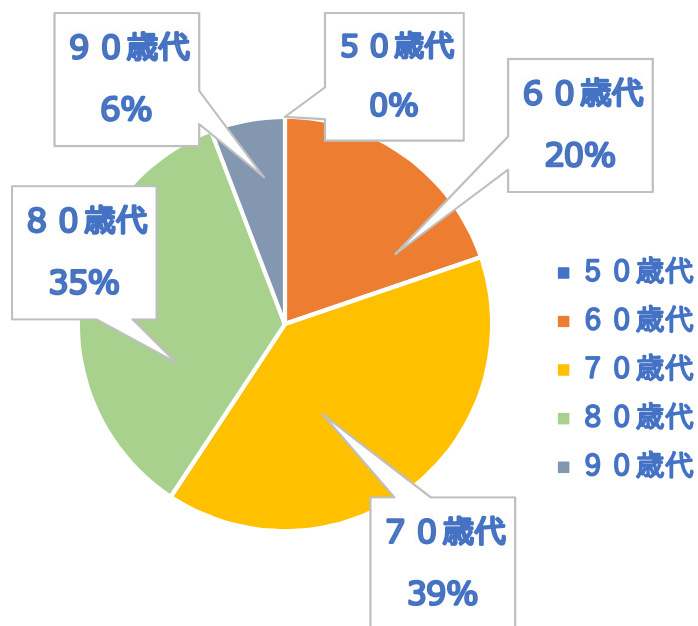
## 1. 契約者の年度別推移



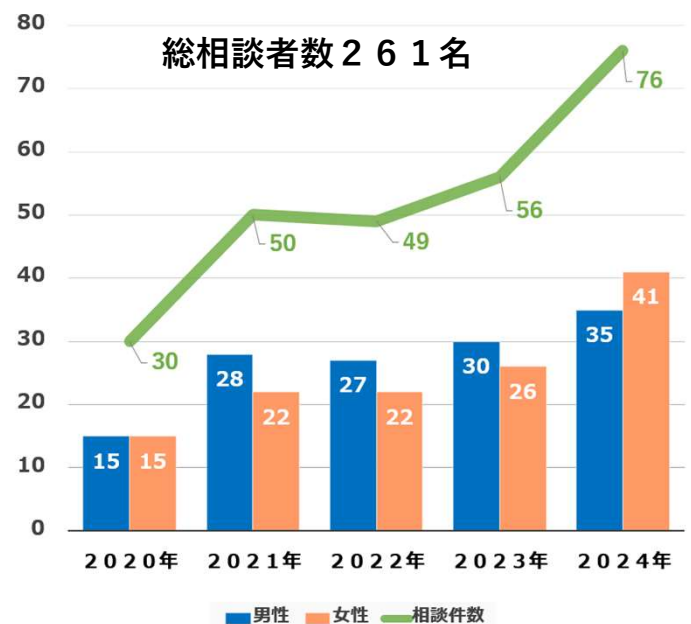
## 2. 契約者の男女別割合



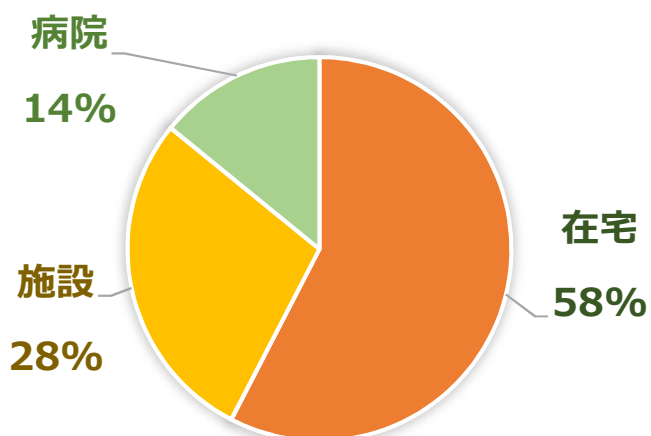
## 3. 契約者の年代割合



## 4. 年度別相談者の推移



## 5. 居所別契約者



★契約時の  
平均年齢は77歳

★入会の切っ掛けは  
当会主催のセミナー  
受講が多い

## 【セミナー開催状況】

| 日時                      | 内容                                                                                                       | 開催場所            | 参加者数     |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------|
| 令和3年<br>8月24日           | 第1回身元保証・生活支援セミナー<br>★当会寄り添い支援サービスご紹介                                                                     | ふれあいランド<br>いわて  | 22名      |
| 令和3年<br>10月12日          | 第2回身元保証・生活支援セミナー<br>★寄り添い支援サービスと介護保険サービスの違い★支援事例ご紹介                                                      | ふれあいランド<br>いわて  | 31名      |
| 令和4年<br>4月11日<br>～4月25日 | 第3回身元保証・生活支援セミナー<br>★お元気なうちに準備しておくこと<br>★身元保証人と後見人の違い<br>★身寄りのない方の墓所、埋葬先の今日的<br>選び方<br>★元気なうちに考える老後資金活用策 | 岩手県内10か所        | 97名      |
| 令和4年<br>8月23日           | 第4回身元保証・生活支援セミナー<br>★人生100年時代、70代がターニング<br>ポイント                                                          | プラザおでって大会<br>議室 | 29名      |
| 令和4年<br>10月3日           | 第5回身元保証・生活支援セミナー<br>★生涯にわたり家族に代わっての支援事業<br>★団塊世代全員が75歳以上となる20<br>25年問題                                   | プラザおでって大会<br>議室 | 42名      |
| 令和5年<br>4月18日           | 第6回セリオ葬」、葬送死後事務支援合同<br>セミナー<br>★もしもの時に慌てないために【様々な葬儀の<br>形】<br>★生涯にわたり家族に代わっての支援事例ご<br>紹介                 | プラザおでって大会<br>議室 | 58名      |
| 令和5年<br>10月21日          | 第7回身元保証・生活支援セミナー<br>★当会寄り添い支援事業の実績とそこから見<br>えてくること<br>★高齢者介護の課題・対策<br>★伴走型医療で安全安心な老後を                    | プラザおでって<br>大ホール | 26名      |
| 令和6年<br>4月20日           | 第8回落語で学ぶ終活<br>★終活で考えるべきこと<br>★【桂ひな太郎の終活落語】                                                               | プラザおでって<br>大ホール | 115<br>名 |
| 令和6年<br>7月2日            | 第9回今をよりよく生きるための終活セミナー<br>★事例で学ぶ終活について<br>★エンディングノート作成                                                    | プラザおでって<br>大ホール | 70名      |

## 「89歳、男性、独居、アパート住まいで、孤独死の事例」

1. 当会との契約に至った経緯は、腰の円背(えんばい)状態からくる腰痛の手術入院のため中核病院医療相談室からの紹介による身元保証の依頼であった。契約者は大手会社に長年勤務し、老後資金も相応の蓄財をしていた。暮らしぶりは主に外食による食事と公衆浴場の利用、冬季は温泉での湯治利用を楽しみにしていた。
2. 以後、契約者とは今後のご自身の生活について、施設入居の検討、介護保険の利用をはじめお墓のこと、相続のこと、死後事務のことなどについて再三打ち合わせを行うも、現状での生活が暮らしやすいためか、ことごとくそのうち検討するとのことでその域を脱しきれないでいた。
3. 3ヶ月に一度預託金の残高報告業務があるため、支援員が自宅を訪問。この間、電話連絡が取れなかったため、自室を開錠することを大家さんの同意のもと行うこととし、併せて警察にも立会してもらうこととした。
4. 近隣駐在の警官2名が自室に入室後、風呂場で亡くなっているのを発見、その後、刑事らしき人1名、本署から数名が現場に到着し、現場検証が行われる。その後遺体は、警察署に移送された。
5. 一週間後警察署から遺体の検案が終了したとのことで遺体の搬出許可が下りたため、搬出を葬儀社に依頼した。その際に警察署より、所持金、預金通帳、健康保険証、マイナンバーカード等が当会に引き渡された。(搬送費用は預託金より支払い)
6. 大家さんと現状回復について自室での死亡ということもあって、特殊清掃、全面リフォーム、事故物件による家賃負担の発生について協議した。対応については、相続人が確定してから、具体的な協議をさせていただきたいとの申し入れを行った。
7. 遺体検案料の請求があり25000円を嘱託医へ支払いを行った。(預託金より支払い)
8. 某寺院に依頼して合同供養塔への埋葬を行った。(葬儀・納骨費用は預託金から支払い)
9. 弁護士に財産調査、相続人調査、遺産分割協議書の作成等について依頼。預金通帳を弁護士に預ける。税理士に内々相続税申告の受任を依頼。死亡を知ってから10ヶ月以内の申告。
10. 今後は、弁護士からの相続人調査の結果を待って、相続人と相続手続きを進めていくこととしている。(相続人調査費用は預託金から支払い)
11. 死後事務委任契約に基づく、役所への各種届出を行う一方、電気、ガス、水道の未払い債務については預託金の範囲で支払うこととし、アパートの現状復帰費用等の支払いについては金額も大きいので、相続人の調査確認を待って対応することとした。

## 「82歳、女性、独居、アパート住まい、身寄りがなく 病院から転居後ご逝去の事例」

1. 当会との契約に至った経緯は、病院の医療相談室からの紹介による金銭管理から終身サポート支援についての依頼。肺がんから末期がんのため余命2－3ヶ月の告知。相続人がいる模様だが一切の関係がない。したがって、身元保証人も不在。
2. 病院としては、ご本人のご希望を尊重し、在宅転居による在宅緩和ケアを行うこととしていた。
3. 当会とご本人、病院医療相談室との打ち合わせにより、金銭管理契約の当会への引継ぎ、実家の売却による資金の確保の取り組み、万一のときの葬送・死後事務支援の契約を締結した。
4. 関係者によるケアカンファレンスを実施された。出席者は、病院医療相談室担当者3名、ケアマネージャー、担当医、福祉機器貸与業者、訪問診療、訪問看護事業者、訪問介護事業者、交流がある地域の方2名、当会担当者2名。
5. この後、アパートへの引っ越しを実施し、介護ベットの設置、在宅酸素装置の設置等による緩和ケアの体制構築を行った。この間、地域の方々の見守りなどの支援を受けることで生活をしていくこととした。搬出は病院側が手配していただいた。
6. 残念ながら、肺がんの進行が進み、転居後まもなくアパートでご逝去された。遺体搬送と火葬を葬儀社に依頼した。葬送・死後事務委任契約に基づき当会が喪主代行を行った。（葬儀費用を預託金より支払い）
7. 相続人調査を弁護士に依頼する一方、自宅の遺品整理はもとより、アパートでのケアを担当する医療、介護関係者すべての解約と設置備品等の回収をお願いした。
8. その後、アパートの原状復帰のための遺品整理を遺品整理業者に依頼し、終了後大家さんと立ち退きの確認を行った。なお、遺品整理の片づけや葬儀については、地域の方々からのご協力もあってスムーズに執り行うことができた。（現状回復の遺品整理費用は預託金より支払い）
9. 死後事務委任契約に基づき、役所への死亡届の提出、健康保険や年金の資格抹消申請、医療費、入院費の清算、電気、ガス、水道の解約と料金の清算を行った。（預託金より支払い）
10. 弁護士に依頼し、相続人調査を行った結果、相続人が確認できたので、この間の経緯をお手紙にてお知らせするとともに、相続不動産(実家)や若干の相続預金もあるため、それらの手続きを行ったらどうかとの旨の通知を行ったが、未だに相続人からはなんら回答はない。